



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 トナミホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 綿貫 勝介
(コード番号 9070 東証第 1 部)
お問合せ先 執行役員 経営企画室長 三枝 保弘
(TEL 0766 - 32 - 1850)

「株式併合・単位株式数の変更」及び 「定款の一部変更」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 97 回定時株主総会に、「株式併合・単位株式数の変更」および「定款の一部変更」について付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位を、100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、当社株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、あわせて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)を維持することを目的として、各株主様の議決権の数に変更が生ずることがないように、株式併合(10 株を 1 株に併合)を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日(実質上平成 29 年 9 月 29 日)の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の普通株式の発行済株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	97,610,118 株
株式併合により減少する普通株式の株式数	87,849,107 株
株式併合後の発行済株式総数	9,761,011 株

(注) 株式併合により減少する株式数および株式併合後発行済株式総数は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産は変動しませんので、1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1 株未満の端数が生ずる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金が生じた株主様に対して、端数割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次の通りです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	5,851 名(100.0%)	97,610,118 株(100.0%)
10 株未満所有株主	333 名(5.69%)	705 株(0.00%)
10 株以上所有株主	5,518 名(94.31%)	97,609,413 株(100.0%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみを所有される株主様 333 名(所有株式数の合計 705 株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単位未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能です。お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力の発生日における発行可能株式総数

株式併合の効力発生を条件として、発行可能株式総数を 29,920,000 株(株式併合前: 299,200,000 株)に変更する予定です。

(6) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 97 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が、いずれも原案通り承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために定款第 6 条を変更するものであります。

(2) 定款の一部変更の内容

現行の定款と変更案は以下の通りです。(下線部は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>299,200,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>29,920,000 株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 日程

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1)取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 9 日 |
| (2)定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 28 日(予定) |
| (3)株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日(予定) |
| (4)単元株式数変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日(予定) |
| (5)定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日(予定) |

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買の振替手続きの関係により、証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるのは平成 29 年 9 月 27 日からとなります。

(添付資料)

〔ご参考〕 株式併合と単元株式数の変更に関する Q & A

以上

〔ご参考〕

株式併合と単元株式数の変更に関する Q&A

- Q. 1 株式併合とはどのような意味ですか。
A. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とするものです。当社においては、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。
- Q. 2 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。
A. 単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数です。
現在の当社の単元株式数は、1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。
- Q. 3 株式併合と単元株式数の変更を実施する理由を教えてください。
A. 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内の上場株式の単位株式数、すなわち売買単位を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更いたします。また、売買単位あたりの株価水準を維持するとともに、各株主様の議決権の数に変更が生ずることがなきよう、株式併合を行います。
- Q. 4 投資単位はどのようになりますか。
A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に実施することとし、10株を1株に併合したうえで、単元株式を1,000株から100株に変更いたします。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので実質的には現在の投資単位に変動を生じないこととなります。
- Q. 5 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。
A. 株主様の所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記録された株式数の10分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。)となります。また、議決権は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

当社では、単元株式数の変更にあわせて株式併合を実施するため、所有株式100株につき1個となります。
具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日(平成29年10月1日予定)前後で、所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例.1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例.2	1,213株	1個	121株	1個	0.3株
例.3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例.4	7株	なし	なし	なし	0.7株

株式併合の結果、1株に満たない端数(以下、「端数株式」という。)が生じた場合(上記の例.2～例.4)、全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の株主様(上記の例.4)は株主併合により全ての所有株式が端数株式となります。

なお、例.3、例.4の株主様は、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

- Q. 6 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。
- A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、1株当りの資産価値は10倍となります。
- したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることは御座いません。なお、端数が生ずる場合の処理についてはQ. 5をご参照ください。
- Q. 7 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。
- A. 所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当りの配当金を設定させていただく予定です。
- 従いまして、業績変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りにされる配当金の総額が変動することはありません。
- ただし、株式併合により生じた端数株主につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましては、Q. 5に記載の通り、端数株式処理代金をお支払いいたします。
- Q. 8 スケジュールはどのようになっていますか。
- A. 次の通り予定しております。
- | | |
|--------------------|--------------------------|
| □ 平成 29 年 6 月 28 日 | 定時株主総会開催日 |
| □ 平成 29 年 9 月 26 日 | 現在の単元株式数 1,000 株単位の売買最終日 |
| □ 平成 29 年 9 月 27 日 | 変更後の単元株式数 100 株単位の売買開始日 |
| □ 平成 29 年 10 月 1 日 | 併合と単元株式数の効力が発生します。 |
- Q. 9 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。
- A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取をご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。
- なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。

〔お問合せ先〕

株主名簿管理人(特別口座の口座管理機関)
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
☎ 0120-782-031(フリーダイヤル)
受付時間 平日9時から17時(土日・祝日を除く)

以上